

平成19年6月19日
水産庁境港漁業調整事務所

山陰沖海域における重点取締の成果について

1. 境港漁業調整事務所では、例年、山陰沖海域でのズワイガニ狙い等の韓国漁船の操業が活発化し、我が国排他的経済水域における違法操業が頻発する期間への対応として、昨年11月から本年5月末までの間、他漁業調整事務所等の協力による漁業取締船の重点配備や関係機関との連携強化などによる重点取締を実施しました。
2. その結果、この期間の山陰沖海域における韓国漁船の拿捕件数は2件（前年同期0件）、密漁漁具押収件数は26件（同28件）となりました。
また、密漁漁具探索の過程で、韓国漁船のものと思われる多量の廃棄漁具（*）を回収するなど一定の成果を得られました。
今回の重点取締による主な成果の概要及び暦年ベースの事件件数の推移等は、別紙のとおりです。

（*）「廃棄漁具」＝使用済みの古漁具を海中投棄した物又は密漁漁具として設置したものの回収できないまま年月が経ち、他の漁具と絡まり合ったり、団子状に固まったりして本来の漁具としての用をなさなくなった物。（以下同様。）

3. 境港漁業調整事務所としては、今回の取り組みも踏まえ、今後とも山陰沖海域の水産資源の適切な保存・管理を脅かす韓国漁船の違法操業を撲滅するため、関係機関とも連携の上、外国漁船の違法操業に対する取り組みを継続していくこととしています。

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所
担当者：大久保
連絡先：0859-44-3682

・カラー写真の提供可能

(別紙)

1 拿捕について

重点取締期間中の山陰沖海域における水産庁による拿捕は2件(前年同期0件)で、2件とも韓国漁船であったが、1件は、海上保安庁航空機が発見した領海侵犯操業であり、もう1件は、我が国EEZでの操業許可船による操業日誌の不実記載(漁獲量の過小記載)であった。

韓国漁船に対しては、日韓中間線や日韓暫定水域ライン際の監視のみならず、我が国沿岸域での監視や許可船に対する立入検査なども強化し、一層の漁業秩序の確立を目指す必要がある。

船名	305ギルリョン	2ソンナム
拿捕日時	平成19年3月13日午前8時	平成19年5月30日午後4時
漁業種類	韓国アナゴ筒	韓国はえ縄
違反位置	松江市沖の我が国領海内 (下図①)	浜田港から西北西6.5kmの 我が国排他的経済水域(下図②)
違反内容	漁業等の禁止違反 (外国人漁業の規制に関する 法律違反)	操業日誌不実記載 (排他的経済水域における漁 業等に関する主権的権利の 行使等に関する法律違反)
措置等	懲役6ヶ月(執行猶予3年) 罰金70万円	担保金(25万円)の提供に より釈放

違反位置概略図



逃走する「305ギルリョン」を取締艇で追跡

(参考1) 山陰沖における外国漁船の拿捕等

平成19年5月末現在

2000年 7月	浜田北方	韓国アナゴ筒漁船	制限条件(筒数超過)
2001年 6月	大和堆	韓国カニ籠漁船	立検忌避(金沢海保に追跡権引継)
2002年 2月	浜田北西	韓国フグ釣り漁船	操業水域
8月	大和堆	韓国イカ釣り漁船	制限条件(番号不表示・日誌不記載)
2003年 12月	隠岐北	中国イカ釣り漁船	操業水域
2004年 2月	浜田北西	韓国イカ釣り漁船	制限条件(日誌不記載)
2005年 7月	隠岐北	韓国カニ籠漁船	無許可操業
2007年 3月	島根沖	韓国アナゴ筒漁船	無許可操業
5月	浜田西北西	韓国はえ縄漁船	制限条件(日誌不実記載)

2 密漁漁具の押収等について

(1) 重点取締実施期間中に、いずれも漁具の形状等により韓国漁船のものと思われる密漁漁具の押収が26件(前年同期28件)あった。押収漁具のほとんどはズワイガニ狙いの底刺網であったが、ヌタウナギ狙いのアナゴ筒とパイ貝狙いのパイ籠も1件ずつあった。

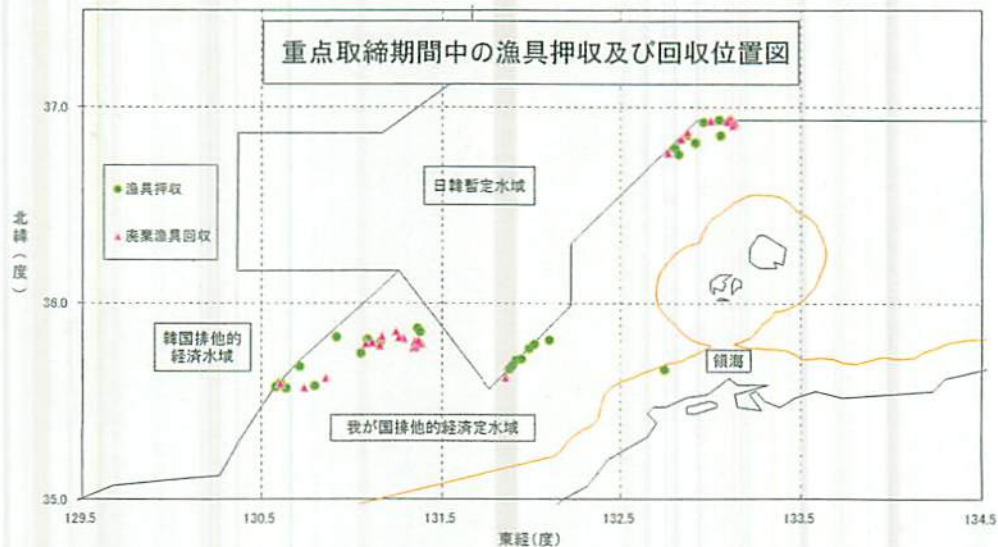
なお、漁具押収時に回収された漁獲物はすべて海中還元している。

漁具種類	重点期間(H18. 11. 1~19. 5. 31)		前年同期(H17. 11. 1~18. 5. 31)	
	押収件数	押収量	押収件数	押収量
底刺網	24	約80 km	24	約65 km
アナゴ筒	1	1,235個	—	—
パイ籠	1	1,248個	2	311個
はえ縄	—	—	2	4 km
計	26		28	

(2) 今回の押収密漁漁具のうち5件の底刺網は、海上からは設置の有無が確認できない漁具を「サデ曳き(=ロープの先端にスバルと呼ばれる鉤状の錘を付けて海底の漁具を引っ掛ける)」により発見し押収している。

また、サデ曳きによる密漁漁具探索の過程で、韓国漁船のものと思われる多量の廃棄漁具(底刺網約57km、カニ籠124個、パイ籠40個)も回収した。

これら廃棄漁具が、使用済みの刺網等の古漁具をまとめて海中投棄した物なのか、密漁漁具として設置したものの回収できないまま年月が経ったものなのか正確なところは不明だが、いずれにしろ少なからず水産資源に悪影響を及ぼすことは明白であることから、今後も積極的に漁具探索を行い、漁具押収及び廃棄漁具回収に努める必要性がある。



底刺網漁具押収作業



漁獲物の海中還元

(参考2) 山陰沖における韓国漁船違反漁具押収状況(暦年(但し07年は5月末現在))

年	件数	刺網 km	カニ籠 個	パイ籠 個	アナゴ筒 個	はえ縄 km	漁獲物 (海中還元)トン
99	3	44		17			無集計
00	2		85	275			無集計
01	6	39	335				無集計
02	13	183	1,754				無集計
03	26	139	292	6,306	10,492		ズワイ 34 紅ズワイ 5 パイ貝 10 ヌタウナギ 2 その他 2 計 53
04	34	112	159	21,012	1,678		ズワイ 16 紅ズワイ 7 パイ貝 38 その他 1 計 62
05	33	77	97	3,793		20	ズワイ 17 紅ズワイ 3 パイ貝 5 エイ 4 その他 1 計 30
06	26	47		290		4	ズワイ 9 エイ 2 その他 - 計 11
07	21	69		1,248	12,358	4	ズワイ 12 ヌタウナギ 3 パイ貝 2 その他 1 計 18
計	164	710	2,722	32,941	24,528	28	

3 その他のトピックス

重点取締実施期間中の12月25日、隠岐北方の日韓暫定水域内で韓国カニ籠漁船の火災事故が発生しましたが、幸いにも付近を警戒中の水産庁漁業取締船が海上の異変に気が付き迅速に対応したことにより乗組員全員を無事救助することができました。



炎上する韓国漁船(奥)と取締艇に救助される乗組員(手前)



人命救助に対し海上保安庁より表彰を受ける水産庁漁業取締船船長